

公立大学法人愛媛県立医療技術大学倫理規程

平成 22 年規程第 37 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員就業規則（平成22年規程第 32号。以下「就業規則」という。）第20条第 2 項の規定により、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）職員（就業規則第 1 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する県民の信頼を確保することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第 2 条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、公的研究費の使用に当たり、法令及び法人の諸規程、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならないこと。
- (4) 職員は、法令及び法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (5) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (6) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第 3 条 職員は、利害関係者との関係において職務執行の公正さに対する県民等の疑惑や不信を招くような行為を行ってはならない。

(理事長の責務等)

第 4 条 理事長は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。